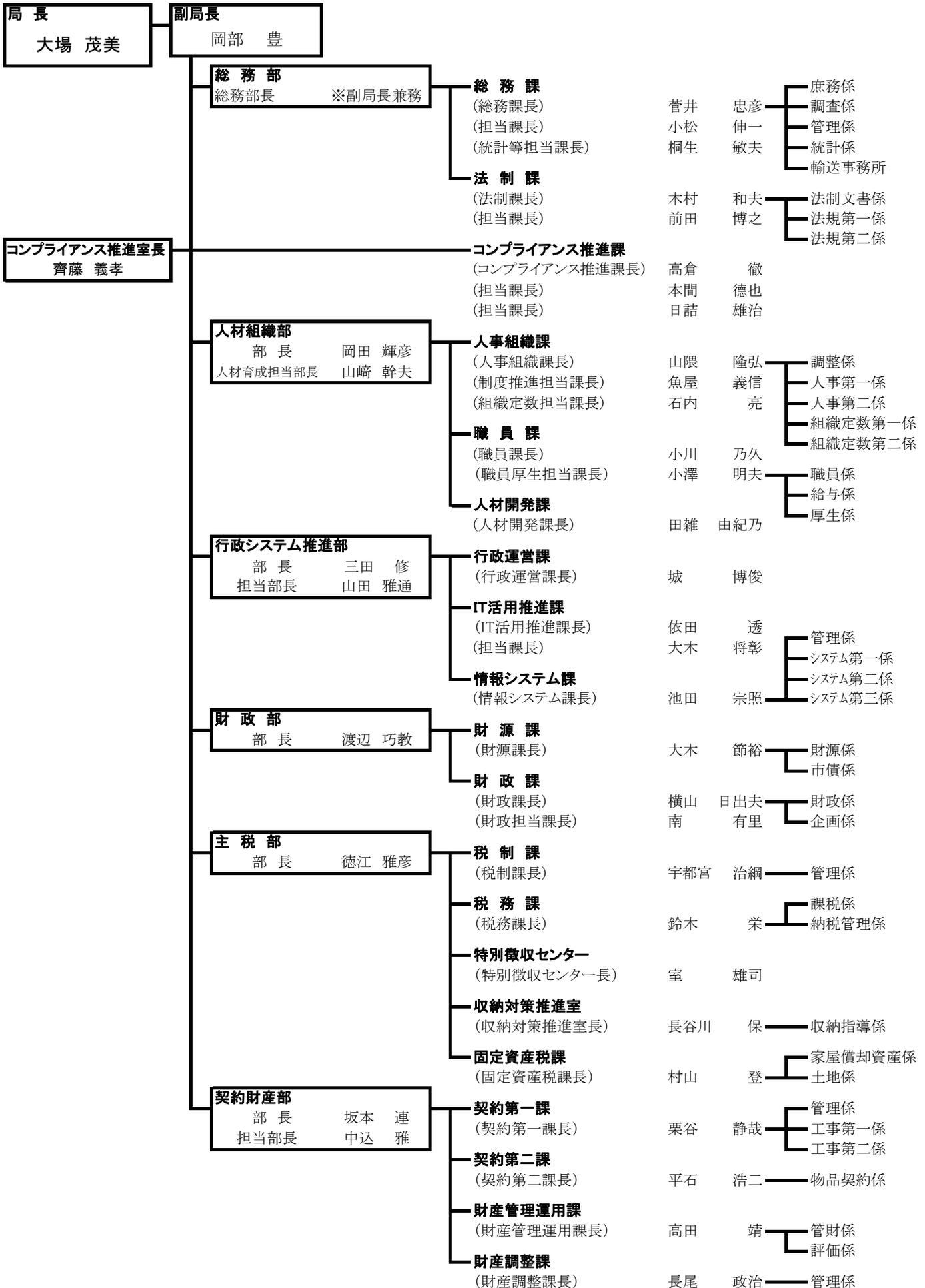


機 構 及 び 事 務 分 掌

平 成 1 9 年 5 月

行 政 運 営 調 整 局

行政運営調整局組織図(平成19年5月17日現在)



《出向・派遣・応援は除く》

事 務 分 掌

総 務 部

総 務 課

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 議会に関すること。
- (3) 他の執行機関との連絡調整に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)
- (4) 監査報告に係る調整に関すること。
- (5) 輸送事務所に関すること。
- (6) 庁舎、公舎及び市有電話並びに庁舎取締りに関すること(他の局の主管に属するものを除く。)
- (7) 局の危機管理に関すること。
- (8) 統計調査の実施及びこれに係る連絡調整に関すること。
- (9) 統計情報の整備及び提供に関すること。
- (10) 他の局、部、室、課、センターの主管に属しないこと。

法 制 課

- (1) 行政文書管理に係る総合的な指導及び調整に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 事務引継に関すること。
- (4) 公告式及び横浜市報(横浜市報調達公告版を除く。)の発行に関すること。
- (5) 法制度の調査研究及び調整に関すること。
- (6) 議会議案その他の重要文書の調整及び審査に関すること。
- (7) 法規の解釈に関すること。
- (8) 条例、規則その他諸規程の審査又は立案に関すること。
- (9) 例規集の編さんに関すること。
- (10) 不服申立て、訴訟等の統括に関すること。
- (11) 行政手続に関する事務の調整及び横浜市行政手続審議会に関すること。
- (12) 市史資料等に関すること。

コンプライアンス推進課

- (1) 職務の公正に関する調査及び調整に関すること。
- (2) 不正防止内部通報制度に関すること。

- (3) 要望記録・公表制度に関する事。
- (4) 内部監察に関する事。
- (5) 職員の服務に関する事。
- (6) コンプライアンス委員会に関する事。

人材組織部

人事組織課

- (1) 人事組織管理行政に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他人事に関する事。
- (3) 職員の表彰に関する事。
- (4) 職員の定員及び配置に関する事。
- (5) 職員の人事考課に関する事。
- (6) 職員の選考に関する事。
- (7) 人事記録の管理に関する事。
- (8) 職員の人事交流に関する事。
- (9) 人事委員会との連絡調整に関する事。
- (10) 現金、物品の亡失等に伴う職員の損害賠償に関する事。
- (11) 組織に関する事。
- (12) 職務権限に関する事。
- (13) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の4の規定による勧告及び協議に関する事。
- (14) 部内他の課の主管に属しない事。

職員課

- (1) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。
- (2) 職員団体に関する事。
- (3) 労務に関する調査及び研究に関する事。
- (4) 退職手当、退職年金等に関する事。
- (5) 横浜市特別職職員報酬等審議会に関する事。
- (6) 職員の福利厚生、労働安全及び衛生管理に関する事。
- (7) 横浜市職員共済組合、横浜市健康保険組合及び横浜市職員厚生会に関する事。
- (8) 横浜市衛生管理審査委員会に関する事。
- (9) 職員の公務災害補償に関する事。
- (10) 地方公務員災害補償基金に関する事。
- (11) その他労務及び職員の福利厚生に関する事。

人材開発課

- (1) 研修及び人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (2) 研修計画の調整に関すること。
- (3) 所属研修等の指導及び助言に関すること。
- (4) 横浜市研修センターの管理に関すること。

行政システム推進部

行政運営課

- (1) 行政運営の効率化及び適正化に関すること。
- (2) 審議会等の調整に関すること。
- (3) 外郭団体の設置及び運営に関すること。
- (4) 部内他の課の主管に属しないこと。

I T活用推進課

- (1) 電子市役所の推進等 I T活用に係る施策の企画、推進及び調整に関すること。
- (2) 電子市役所の推進等 I T活用に係るシステムの開発及び運用に関すること(他の局、課の主管に属するものを除く。)
- (3) 電子市役所の推進等 I T活用に係る調査研究に関すること。
- (4) 情報システムの開発及び運用に係る調整に関すること。
- (5) インターネット等の情報通信基盤に係る企画及び調整に関すること。
- (6) 情報セキュリティに関すること。

情報システム課

- (1) 情報システムの管理及び運用に関すること。
- (2) コンピュータ及びネットワークの維持管理に関すること。
- (3) 情報技術に係る調査及び研究に関すること。
- (4) その他情報システムの管理及び運用に必要な事項に関すること。

財 政 部

財 源 課

- (1) 市債の全体計画、発行及び管理に関すること(地方公営企業関係を含む。)
- (2) 国の制度及び予算に関する提案及び要望についての調整に関すること。

- (3) 地方交付税に関すること。
- (4) 地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金及び市町村移譲事務交付金の収納に関すること。
- (5) 指定都市市長会事務局との連絡調整に関すること(他の局の主管に属するものを除く。)
- (6) 広告事業の推進に関すること。
- (7) 市債金会計の予算及び決算その他市債に関すること。
- (8) 資金の調整及び一時借入金に関すること。
- (9) 財政調整基金に関すること。
- (10) 当せん金付証券の発行に関すること。
- (11) 部内他の課の主管に属しないこと。

財 政 課

- (1) 財政運営及び予算編成に関すること。
- (2) 予算の執行管理に関すること。
- (3) 財政統計に関すること。
- (4) 予算の繰越し及び決算に関すること。
- (5) 地方公営企業の財務に関すること。
- (6) 地方自治法第 221 条第 1 項の規定による予算の適正な執行を確保するために必要な措置に関すること。
- (7) 地方自治法第 233 条第 5 項の規定による主要な施策の報告等に関すること。
- (8) 財政事情の公表及び調査等に関すること。

主 税 部

税 制 課

- (1) 税務費に関すること。
- (2) 区税務関係諸物品の調達及び配布に関すること。
- (3) 市税事務の電算化に関すること(他の局、課の主管に属するものを除く。)
- (4) 税務職員の研修に関すること。
- (5) 税制の調査、研究及び企画に関すること。
- (6) 税務関係の条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関すること。
- (7) 市税に係る不服申立て及び訴訟の取扱いに関すること。
- (8) 税務に係る統計に関すること。
- (9) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。
- (10) 納税思想の普及及び宣伝に関すること。

- (11) 市税その他徴収金の減免措置に関すること。
- (12) 横浜市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (13) 部内他の課の主管に属しないこと。

税 務 課

- (1) 市税(個人の県民税を含む。以下この部中同じ。)の賦課事務(固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税に係るものを除く。以下この部中同じ。)及び徴収事務(滞納整理事務を除く。以下この部中同じ。)に係る指導及び審査に関すること。
- (2) 市税の賦課事務及び徴収事務に係る犯則取締りに関すること。
- (3) 県民税取扱費に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号)に関すること(固定資産税課の分掌事務第7号に係るものを除く。)
- (5) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (6) 県税交付金の収納に関すること。
- (7) 納税貯蓄組合に関すること。

特別徴収センター

- (1) 特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課資料(給与支払報告書、給与所得者異動届出書及び公的年金等支払報告書に限る。)の調査(公的年金等支払報告書にあっては、提出に係るものに限る。)及び収集に関すること。
- (2) 事業所税の賦課資料の調査及び収集に関すること。
- (3) 特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課(減免に係るものを除く。)に関すること。
- (4) 事業所税の賦課に関すること。
- (5) 第1号の賦課資料の提出に係る犯則事件の調査に関すること。
- (6) 事業所税の賦課事務に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関すること。

収納対策推進室

- (1) 市税(個人の県民税を含む。次号において同じ。)の収納対策の推進及び滞納整理事務に係る指導及び審査に関すること。
- (2) 市税の滞納整理事務に係る犯則取締りに関すること。

固定資産税課

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務に係る指導及び審査に関すること。
- (2) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課事務に係る犯則取締りに関すること。
- (3) 固定資産の評価に係る企画及び指導並びに価格の決定に関すること。
- (4) 特定の固定資産の評価に係る調査及び資料の収集に関すること。
- (5) 固定資産の評価調書及び概要調書に関すること。
- (6) 総務大臣及び神奈川県知事の配分に係る償却資産に関すること。
- (7) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に基づく調査に関すること。
- (8) 特別土地保有税の賦課資料の調査及び収集に関すること。
- (9) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に関すること(地方税法(昭和25年法律第226号。以下この部において「法」という。)に基づく徴収猶予及び法第15条の3に基づく徴収猶予の取消し等に関するものを除く。)
- (10) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に係る犯則事件(法第15条に基づく徴収猶予に係るものを除く。)の調査に関すること。

契約財産部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負業者の信用、業態調査及び選定等に関すること。
- (3) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関すること。
- (4) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約に係る業者の相談に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 工事、製造等請負に係る業界団体に関すること。
- (9) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (10) 部内他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等に係る契約に関する事。
- (2) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等に係る業者の信用、業態調査及び選定に関する事。
- (3) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関する事。
- (4) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等の契約に係る諸証明及び統計に関する事。
- (5) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等の契約に係る検査に関する事。
- (6) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関する事。
- (7) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等に係る業界団体に関する事。

財産管理運用課

- (1) 公有財産関係事務に係る条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関する事。
- (2) 公有財産の総括及びこれに必要な公有財産台帳に関する事。
- (3) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事(他の局、部、課の主管に属するものを除く。)
- (4) 普通財産の貸付及び地上権等の設定等に関する事(他の局、部、課の主管に属するものを除く。)
- (5) 株式、社債、地方債、国債その他これらに準ずる権利並びに出資による権利の管理及び処分に関する事。
- (6) 無体財産権の取得、管理及び処分に関する事。
- (7) 建物の損害保険及び自動車損害賠償責任保険に関する事。
- (8) 横浜市職務発明審査会に関する事。
- (9) 土地及び建物の測量に関する事。
- (10) 公有財産の評価に関する事。
- (11) 横浜市財産評価審議会に関する事。
- (12) 用地の取得、借受け及び地上権の設定(以下「取得等」という。)に伴う補償基準に関する事。
- (13) 用地の取得等及びこれに伴う補償に関する事(環境創造局及び道路局の主管に属するものを除く。)

- (14) 横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号)に基づく公益用地の取得に関すること。
- (15) 代替地の提供基準に関すること。
- (16) 建物移転資金融資に関すること。
- (17) 用地の取得等に係る連絡調整に関すること。

財産調整課

- (1) 土地利用の基本方針及び総合調整に関すること。
- (2) 公共施設等の配置及び用地の取得等の総合調整に関すること。
- (3) 公有地の利用計画に関すること。
- (4) 用途廃止施設に係る活用又は処分の基本方針及び総合調整に関すること。
- (5) 借地借家法(平成3年法律第90号)第22条から第24条までの規定による土地の貸付及び建物の所有を主たる目的としない土地の貸付に関すること(他の局、部、課の主管に属するものを除く。)
- (6) 土地及び建物の使用承認に関すること(他の局、部、課の主管に属するものを除く。)
- (7) 公共事業用地費会計及び土地開発基金に関すること。
- (8) 横浜市土地開発公社に関すること。
- (9) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行に関すること。
- (10) 土地情報の収集等に関すること。



横濱開港150周年

平成19年度

事業概要

行政運営調整局

平成19年度行政運営調整局関係歳出予算総括表

区 分	19年度	18年度	差 引	伸 率
一 般 会 計	千円 279,037,381	千円 287,454,717	千円 ▲ 8,417,336	% ▲ 2.9
局 事 業 費	68,762,407	77,229,919	▲ 8,467,512	▲ 11.0
都市経営推進費	1,700	0	1,700	皆増
一般管理費	8,470,356	26,065,879	▲ 17,595,523	▲ 67.5
人事管理費	29,014,815	22,366,744	6,648,071	29.7
情報化推進費	5,220,668	4,791,670	428,998	9.0
財政運営費	347,525	199,670	147,855	74.0
契約財産費	508,881	674,041	▲ 165,160	▲ 24.5
統計調査費	125,443	120,576	4,867	4.0
横浜市土地開発公社 助成	11,578,575	10,192,671	1,385,904	13.6
税務費	13,494,444	12,818,668	675,776	5.3
公 債 費	187,782,048	182,467,063	5,314,985	2.9
特 別 会 計 繰 出 金	21,492,926	26,757,735	▲ 5,264,809	▲ 19.7
予 備 費	1,000,000	1,000,000	0	-

区 分	19年度	18年度	差 引	伸 率
特 別 会 計	千円 705,133,096	千円 782,885,736	千円 ▲ 77,752,640	% ▲ 9.9
公共事業用地費会計	29,330,324	87,092,207	▲ 57,761,883	▲ 66.3
市債金会計	675,802,772	695,793,529	▲ 19,990,757	▲ 2.9

【参考】

○総計:984,170,477千円 (対前年度比8.1%減)

○純計:266,846,543千円 (対前年度比7.5%減)

○一時借入金の借入最高額 190,000,000千円 (前年度 190,000,000千円)

平成19年度予算の主な事業

◎一般会計

1. 都市経営推進費 1,700千円

(1) 市場化テスト事業（新規） 【予算額 1,700千円】

公共サービスの効率化と質の向上を図るため、本市が行っている業務を対象として、民間事業者からの提案や競争原理などの要素を入れながら、最適なサービス提供主体を選択する横浜市独自の仕組みを作ります。

2. 一般管理費 8,470,356千円

(1) 市庁舎整備事業 【予算額 1,297,555千円】

引き続き市庁舎の耐震補強工事を進めるとともに、市庁舎整備基金の運用益を積み立てます。

(2) 行政運営推進事業 【予算額 36,889千円】

行政運営のさらなる効率化を実現し、市民満足度の向上を図るため、指定管理者の管理運営状況について、地区センター等の区民利用施設130施設を対象に、民間評価機関による評価を実施します。

また、外部の専門家等を活用した「特定協約団体マネジメントサイクル」の運用により、外郭団体改革を持続的、効果的、効率的に推進します。

(3) コンプライアンス推進事業 【予算額 8,410千円】

「コンプライアンスの確立」を組織運営の基本に据え、単に法令を遵守するにとどまらず、市民や社会からの要請に全力で応えるため、職員行動基準の策定やコンプライアンス関連制度の継続的な評価・点検、事件・事故が発生した際の各区局の支援を実施します。

(4) 市史資料等保存活用事業（新規） 【予算額 82,052千円】

これまでに整理を進め、公開準備が整った市史資料等の閲覧利用を開始（中央図書館において、平成20年1月からを予定）するとともに、資料の長期保存措置等を実施します。

(5) 庁舎管理事業 【予算額 2,337,406千円】

市庁舎の維持・管理及び周辺ビルの借上げを行います。

(6) 文書管理システム運用事業 【予算額 180,613千円】

文書事務の効率化・簡素化を図るために、文書の收受から起案、決裁、保存、廃棄までの一連の文書事務を電子化し管理する総合的な文書管理システムの運用を行います。

3. 人事管理費 29,014,815千円

(1) 職員研修事業 【予算額 43,234千円】

「人材育成ビジョン」に基づき、「人を育てる組織風土」の醸成や「個々の能力開発段階に応じた人材育成」など、総合的かつ計画的な人材育成に取り組めます。

(2) 職員安全衛生管理事業 【予算額 320,015千円】

労働安全衛生法及び本市職員衛生管理規則に基づき、事業者に義務付けられた職員の定期健康診断及び保健指導等を行います。

(3) 職員福利厚生事業 【予算額 501,130千円】

職員に対する福利厚生を増進を図るため、条例に基づく団体への事業費の助成等を行います。

(4) 職員被服貸与事業 【予算額 73,824千円】

業務を遂行する上で、労働安全衛生上必要な被服等を職員へ貸与します。

4. 情報化推進費 5,220,668千円

(1) 庁内で共有できる情報基盤システム整備事業 【予算額 168,638千円】

平成20年度の運用開始に向けて、庁内の情報化資源（ハードウェア、ソフトウェア、データ等）を共有化するための基盤システムを構築し、情報化経費の節減を図ります。

(2) 庶務事務集中化・外部委託化事業 【予算額 557,677千円】

庁内の各部署に分散して処理されている庶務事務について、IT（情報通信技術）を活用して事務処理を集中化するとともに、可能な限り外部委託化することにより、行政運営の効率化・簡素化を図ります。

(3) 情報システムの調達適正化支援事業 【予算額 22,112千円】

情報技術に関する高度な知識を有する民間のIT専門技術者も活用して、各区局が行うシステム開発の企画段階から運用までの支援を実施します。

(4) 電子申請・届出システム及び職員認証システム等運用事業

【予算額 259,405千円】

市・区役所への各種申請・届出手続についてインターネットによる受付等を可能とする「電子申請・届出システム」、セキュリティ対策の充実・強化に向け、システムの利用権限の確認やデータの改ざん防止等を行うための「職員認証システム」等の運用を行います。

(5) 行政情報通信基盤（庁内LAN）運用事業 【予算額 484,295千円】

市庁舎・区役所等を結ぶ全庁的な情報通信基盤（庁内LAN）の安定的な運用を行うことにより、行政内部事務の効率化・簡素化の支援を図ります。

(6) 情報システム運営管理事業 【予算額 3,683,595千円】

区役所等の窓口サービスで利用する住民記録・市税・国民健康保険・介護保険や内部事務で利用する人事給与等の各システムの運用管理を行います。

5. 財政運営費 347,525千円

(1) 広告推進事業 【予算額 1,570千円】

ネーミングライツの導入推進に向けた検討を行うと同時に、引き続き広告事業マッチングシステム等を推進することで、一般会計全体で1億4,116万円（平成18年度予算：1億3,660万円）の広告料収入確保に努めます。

※広告事業マッチングシステム

市・企業間のWEBを活用した広告主公募のしくみ。平成17年11月から運用。

(2) 財政調整基金積立金 【予算額 250,000千円】

横浜市の財政の健全な運営に資するため、財政調整基金の運用益について積み立てます。

(3) 減債基金積立金 【予算額 74,000千円】

市債の償還に必要な財源を確保するため、減債基金の運用益について積み立てます。

6. 契約財産費 508,881千円

(1) 電子入札システム運用管理事業 【予算額 170,429千円】

入札手続きにおける事業者の利便性の向上と契約事務の効率化を図るため、平成17年10月から導入している電子入札について、引き続き全ての工事について実施するとともに、物品・委託についても対象の拡大を図ります。

(2) 保有土地売却事業 【予算額 32,004千円】

利用予定のない代替地等の保有土地については、引き続き公募販売を進めて保有土地の縮減と売却収入による財源確保を図ります。

平成19年度は、30区画、16億円を販売目標としています。

(3) 土地管理事業 【予算額 47,414千円】

保有土地の管理を適正に行うため、巡視・調査を実施し、必要に応じて外柵の設置や除草・清掃を行います。

7. 統計調査費 125,443千円

(1) 指定統計調査事業 【予算額 119,218千円】

統計法に基づき本市が国から指定統計調査等の業務を受託して行うとともに、神奈川県統計調査条例に基づく各種統計調査業務を県から受託して実施します。

平成19年度は、「平成19年商業統計調査」など5調査3事業を実施します。

(2) 統計解析調査事業 【予算額 6,225千円】

各種指定統計調査等の結果を活用・解析し、調査報告書や定期統計刊行物の発行(ホームページでの公開含む)など横浜市独自の統計事業を実施します。

8. 横浜市土地開発公社助成費 11,578,575千円

(1) 事業資金貸付事業 【予算額 10,000,000千円】

土地開発公社に対して無利子貸付を行い、その支払金利の負担を軽減することにより、同公社から用地を再取得する際の取得価格を抑制します。

(2) 運営費補助事業 【予算額 178,575千円】

土地開発公社の運営に要する経費について補助を行います。

(3) 売却差損補てん金 **【予算額 1,400,000千円】**

土地開発公社が保有するみなとみらい21地区内の土地（旧高島ヤード地区）の売却差損について補てんします。

9. 税 務 費 13,494,444千円

(1) 特別徴収センター運用事業 **【予算額 144,359千円】**

従来、各区役所で行っていた個人市県民税の特別徴収事務を一元管理するため、平成18年1月に特別徴収センターを開設しました。平成19年度も引き続き課税事務の省力化を図るとともに、税関係書類の誤送付などの防止に努めます。

(2) 電子申告運用及び拡大事業 **【予算額 111,162千円】**

インターネットを利用した市税電子申告について、平成18年1月から導入済みの2税目（法人市民税・固定資産税（償却資産））に加えて、平成19年度から個人市県民税特別徴収分及び事業所税の申告手続にも対象を拡大し、納税者の利便性向上と課税事務の省力化・効率化に努めます。

(3) 市税収納事務取扱委託事業 **【予算額 77,874千円】**

納税者の利便性の向上と納期内納付の促進のため、平成16年度から導入しているコンビニエンス・ストアでの市税収納を引き続き実施します。

平成19年度からは個人市県民税及び固定資産税の随時課税分等についても取扱いを拡大してまいります。

(4) 過誤納金の還付金及び還付加算金 **【予算額 1,000,000千円】**

出納整理期間経過後に判明した市税の過誤納については、納付された市税収入から還付することができないため、歳出予算から償還金として還付します。また、市税の還付及び充当すべき金額に加算する利子相当分について、還付加算金として支出します。

(5) 収入歩合向上対策事業 **【予算額 34,455千円】**

区局一体で市税滞納整理を進めることにより、市税収入の安定的確保、滞納額の圧縮と市税収入歩合の一層の向上を図ります。

平成19年度は、市税収納率の目標96.9%の達成に向け、早期の財産調査と滞納処分の徹底を図るほか、引き続き搜索や公売オークション（動産、自動車）等を積極的に活用します。

10. 公 債 費 187,782,048千円

- (1) 元 金 **【予算額138,149,333千円】**
(うち減債基金積立金 68,179,276千円)
- (2) 利 子 **【予算額 48,360,560千円】**
- (3) 公債諸費 **【予算額 1,272,155千円】**

11. 特別会計繰出金 21,492,926千円

- (1) 水道事業会計繰出金 **【予算額 1,673,920千円】**
水道事業に対して出資及び補助を行います。
- (2) 自動車事業会計繰出金 **【予算額 393,771千円】**
自動車事業に対して補助を行います。
- (3) 高速鉄道事業会計繰出金 **【予算額 19,425,235千円】**
高速鉄道事業に対して出資及び補助を行います。

◎特別会計

1. 公共事業用地費会計 29,330,324千円

(1) 土地開発基金費 【予算額 6,653,968千円】

土地開発基金の運用収益を積み立てるとともに、土地開発基金保有土地の取得、処分を行います。

(2) 都市開発資金事業費 【予算額 3,157,941千円】

都市開発資金事業債による用地の取得、処分を行います。

(3) 公共用地先行取得事業費 【予算額 19,518,415千円】

公共用地先行取得事業債による用地の取得、処分を行います。

2. 市債金会計 675,802,772千円

(1) 元 金 【予算額485,745,643千円】

(2) 利 子 【予算額118,695,915千円】

(3) 公債諸費 【予算額 1,746,712千円】

(4) 減債基金積立金 【予算額 69,614,502千円】

(うち一般会計分 68,179,276千円)



平成 19 年度 運営方針

管理から

最前線を
最優先！

支援・調整へ

行政運営調整局

I 行政運営調整局の決意

行政運営調整局は、平成 18 年 4 月に「区局の自律的な運営を積極的に支援・調整すること」を使命に新しく誕生しました。

昨年度は、この使命の実現を目指して様々な取組みにチャレンジした結果、新しい人事給与制度の導入や区と連携した市税収納率の向上、保有土地の売却による財源の確保などの成果を挙げることができました。

一方で、局内職員アンケートの結果からは、「『最前線を最優先』して区局に情報提供や職場支援を行っている」と回答した職員が 71%に留まるなど、局の使命が十分に浸透したとは言えません。また、66%の職員が、「日常的に業務改善提案を行う職場風土になっていない」と回答するなど、職員一人ひとりの意識改革までには至っていません。

今年度は、局誕生 2 年目を迎えて、区局への支援・調整が「当たり前」にできるよう使命の共有にさらに努めるとともに、それぞれの職場で「本来どうあるべきか、何をなすべきか」について徹底した議論により、職員一人ひとりの課題解決能力を高めてまいります。

こうした取組みにより組織の総合力を高め、業務の改革・改善を進めるとともに中期計画の着実な推進を通じて、市民満足度の一層の向上を目指してまいります。

行政運営調整局長 大場 茂美

II 行政運営調整局の5つのチャレンジ

行政運営調整局は、局の使命を実現するためにチャレンジ目標を掲げて取り組んできましたが、十分な成果や意識改革にまで至っていません。今年度も改革・改善への取組みをさらに推進するために、「チャレンジ」を実行します。なお、昨年の取組みの検証や職員アンケートの結果をもとに、より具体的な項目を掲げました。

【職員アンケートより】 1

- ・ 29%の職員が、「最前線を最優先」して情報提供や職場支援をしていないと答えている。

【職員仕事満足度調査より】 2

- ・ 58%の職員が、市民サービスの最前線である区役所と局の連携が強まっていないと思っている。

「最前線主義」の徹底

チャレンジ 1

- 新規** ・ 区局からの問合せは、当日中の回答を原則とし、より親切丁寧に対応します。
- 継続** ・ 法制、人事、予算、税務、IT などのサポート窓口をはじめ、各課で1つ以上、具体的な区局支援事業を実施・拡大します。
- 新規** ・ 区局の業務効率化・負担軽減のために、作業手順や提出様式を一箇所以上改善します。

1 職員アンケート・・・行政運営調整局職員(540人)を対象に、平成 19 年 3 月に実施。回答率 279 人 52%

2 職員仕事満足度調査・・・教職員を除く市役所全職員(29,463人)を対象に、平成 19 年 1 月実施。回答率 12,518 人 43%
ただし、運営方針で使用している率は、行政運営調整局職員の回答分。

【職員アンケートより】

- ・ 23%の職員が、電話に出る際に氏名を名乗っていない。

【職員仕事満足度調査より】

- ・ 38%の職員が、市民満足度の向上に貢献できていないと思っている。

応対マナーの向上

チャレンジ 2

- 新規** ・ 電話は3コール以内で対応し、「所属・氏名」の名乗りを100%実施します。
- 新規** ・ 市民には、分かりやすい言葉で説明します。
- 新規** ・ 全課にマナー指導員を配置し、市民対応マナーの一層の向上を目指します。

【職員仕事満足度調査より】

- ・ 46%の職員が、業務の簡素化・効率化によりスピードアップが図られていないと思っている。
- ・ 34%の職員が、コストを意識して行動していないと思っている。

コスト意識の徹底

チャレンジ 3

- 新規** ・ 決裁を迅速化します(課内決裁は1日、局内決裁は3日以内)。
- 新規** ・ 会議は定刻開始を徹底し、事前の資料配布で、1時間以内で終わります。
- 新規** ・ 各課で「もったいない」を合言葉に、人・モノ・カネ・時間へのコスト意識を徹底します。
- 新規** ・ 誰にでも分かる資料整理と、無駄な資料を保存しない「整理・整頓」を徹底します。

【職員仕事満足度調査より】

- ・ 47%の職員が、楽しく仕事に取り組めていない。
- ・ 36%の職員が、仕事にやりがいや意欲を感じていない。
- ・ 39%の職員が、職場内での情報共有が十分でないと思っている。

風通しの良い活力ある組織づくり

チャレンジ 4

- 継続** ・ 「明るく元気なあいさつの徹底」や「経営責任職の朝礼訪問」により、風通しの良い職場とお互いを高め合う風土をつくります。
- 新規** ・ 仕事の進め方の見直しにより、超過勤務時間を各課で10%削減し、生き活きと働ける職場をつくります。
- 継続** ・ 上司からの声かけを徹底するなど、「仕事にやりがいや意欲を感じている」職員の割合80%以上を目指します。

【職員アンケートより】

- ・ 「横浜型スケジュール管理」によって業務を進め、検証や次期への活用まで行なっていると答えた職員は42%である。
- ・ 66%の職員が、「一人一改善提案運動」を通じて、日常的に業務提案を行なう職場風土になったと思っていない。45%の職員が、提案していない。

「身近な改善」と「検証」の徹底

チャレンジ 5

- 継続** ・ 全課でPDCAサイクル 3 (横浜型スケジュール管理 4)を徹底し、改善に取り組みます。
- 継続** ・ 全職員が「一人一改善提案運動」に参加し、年末までに提案の90%以上の実現を目指します。

- 3 PDCAサイクル・・・計画(Plan)を実行(Do)し、評価(Check)して改善(Act)に結びつける業務改善のマネジメント手法。
- 4 横浜型スケジュール管理・・・仕事上の年度末を12月末として計画をたて、1月以降は検証と翌年度の準備にあてる横浜市独自のスケジュール管理手法。

Ⅲ 3つの目標と12の重点推進課題

行政運営調整局は、3つの目標と、12の重点推進課題を着実に実行します。

1 経営資源(人材・財産・予算)の最大活用と、市役所の「総合力」を高める取組みの推進！

全体最適

コンプライアンスの推進

- 誠実な行政運営を実現するため、全職員の参加により「職員行動基準」を策定し、「法令遵守にとどまらず、市民・社会からの要請に全力で応えていく」意識を組織の中に根付かせます。

新しい人事給与制度に基づく昇任・昇給と組織力の強化

- 人事考課制度に関する研修の充実や本人開示・相談窓口の仕組みにより、昇任・昇給を適正に行います。
- 人材育成ビジョンにより、職員のキャリア形成の支援や責任職の育成を図ります。
- 「朝礼」の活用などにより、風通しの良い職場とお互いを高め合う風土づくりに取り組みます。

研修センターのマスコット
「研修ちゃん」



自律分権型の予算編成・職員配置・組織編成の推進

- より一体的に予算編成と執行体制づくりに取り組むとともに、区局が中期計画に掲げる目標を20年度予算や職員配置などに反映できるよう調整・連携を図ります。また、局再編成の効果と課題を検証します。
- 効率的かつ適正な税の賦課徴収を目指して、税務事務の集約化に取り組みます。

財政基盤の強化

- 19年度末に、市税収納率96.9%、滞納額212億円、口座振替利用率28.4%を目指します。
- 保有土地の有効活用や計画的な縮減に向けて、事業化の推進、貸付等を進めます。保有土地の公募売却については、30区画・総額16億円以上を目標に引き続き推進します。

・「全体最(サイ)適」

・「時代最(サイ)適」

・「次代最(サイ)適」

この3つは、行政運営調整局の中期計画・予算概要にも掲げたキーワード！



ハマサイ同様、3つの「最(サイ)適」をよろしくね。

横浜市債のマスコット
「ハマサイ」

2 時代に適合した効率的・効果的な行財政運営の実現！

時代最適

最適な主体・手法によるサービスの提供と外郭団体の自主・自立的経営の促進

- 民間からの提案を受け、行政と民間が競い合いながら、より良い公共サービスの提供を目指す仕組みをつくります。
- 指定管理者に対する第三者評価を実施するとともに、外郭団体白書(仮称)の発行により、外郭団体の自主的・自立的な経営を促します。

自主・自立的な財源確保・財政運営への取組み

- 地方税財源・市債発行・広告事業などの改革への取組みを引き続き推進します。
- 過去に借り入れた政府系資金を民間資金等で低利借換できる制度や、自治体の財政健全性に関する比率の公表等を義務付ける、いわゆる「財政健全化法案」など、新たな国の制度に柔軟に対応します。

入札・契約制度の改革

- 適正な競争環境と品質の確保を目指す新「入札・契約制度」の定着を図ります。
- 物品・委託の公募型指名競争入札を拡大するとともに、区局で行っている契約についても、その導入を支援し、競争性・透明性を確保します。
- 電子入札を拡大し、利便性や事務効率の向上を図ります。

電子市役所の着実な推進

- ITを活用した庶務事務の集中化を、出勤、超過勤務などに続いて段階的に進めます。
- 民間のIT専門技術者も活用し、庁内のシステム調達を支援します。

社会環境の変化に対応した行政運営の実現

- これまで実践してきた様々な行政運営手法(マネジメントツール)を再編成し、より効率的・効果的な行政運営を実現します。
- 条例についても社会環境や市民ニーズの変化に合わせて、見直す仕組みをつくります。

3 次代を見据えた市民サービス・満足度の実現！

次代最適

緑の保全・創造に向けた新たな財源確保の検討

- 貴重な緑を次世代に継承するために、関係局と調整しながら、緑の保全・創造に向けた「横浜みどりアップ計画」を推進します。その財源確保策の一環として、新たな税の創設について検討します。

税の電子申告など申請・届出手続きの電子化の拡充

- 現在行っている2税目(法人市民税・固定資産税(償却資産))の申告に加え、個人市民税にも拡大します。
- 電子申請・届出の対象手続きの見直しを進め、市民の利便性の向上が見込まれるものについて、19年度末に107手続きへの拡大を目指します。

市史資料等の活用の促進

- 市史資料室が所蔵する歴史資料(主に戦後の昭和史)について、平成20年1月から一般公開します。開港150周年に向け、資料を通じて横浜の魅力を一層アピールするとともに、次世代に継承すべき貴重資料の長期保存対策を講じます。

1 経営資源(人材・財産・予算)の最大活用と、市役所の「総合力」を高める取組みの推進！[全体最適]

重点推進課題	施策 []は中期計画 重点事業・重点取組の番号	19年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
コンプライアンスの推進	職員行動基準の策定 [4 - 4 - 1]	<ul style="list-style-type: none"> 「経営責任職職員行動基準」を18年12月に作成し、経営責任職が率先垂範して行動基準に基づいた取組みを開始しています。 19年度は、全職員を対象とした「職員行動基準」の策定に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 「職員行動基準」が策定され、全職員が行動基準に基づく取組みを開始しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 区局のコンプライアンス推進委員会や朝礼等を活用し、全職員の参加により、検討を進める。 検討経過の情報提供と、区局からの意見の反映を繰り返して、策定を進める。 12月末までに、「職員行動基準」を策定。
新しい人事給与制度に基づく意欲・能力・実績を反映した昇任・昇給の実践	[6 - 3 - 2] [6 - 3 - 3]	<p>4月から新しい人事給与制度の運用に当たって</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員一人ひとりが制度を正しく理解する必要があります。 制度の適正な運用に向け、事務手続の周知・徹底を図る必要があります。 人事考課制度を、適正に運用できるよう研修の充実や本人開示の仕組みを機能させる必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい人事給与制度を、一人ひとりの職員が正しく理解しています。 責任職は、制度の趣旨を十分に踏まえ、適正に運用しています。 考課者研修を効果的に実施するとともに、本人開示や相談窓口の仕組みが機能しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい制度の周知・理解の促進(随時) 新しい制度に向けた給与等の切り替え(4月) 新しい制度に基づく昇任、昇給の実施(通年) 考課者研修の充実(7月～10月)
新しい人事給与制度に基づく昇任・昇給と組織力の強化	人材の確保及び育成による組織力の強化 [6 - 2 - 2] [6 - 2 - 3]	<p>【キャリア形成の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員一人ひとりが、明確なキャリア目標を意識して業務や能力開発に取り組めるよう、支援の充実が求められています。 <p>【次代を担う責任職の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織力を高めていくため、人を育てる組織風土を醸成し、広い見識と高いスキルをもつ責任職の育成と、職員が責任職を目指す仕組みを充実する必要があります。 	<p>【キャリア形成の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が自分のキャリア形成について考える機会の提供と、キャリア段階やコースに応じた研修が充実しています。 <p>【次代を担う責任職の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任職が、それぞれの階層に応じた役割と部下育成の重要性を認識し、マネジメント力、コミュニケーション力の向上が図られています。 	<ul style="list-style-type: none"> 中堅職員研修をキャリア形成を考える機会として実施(6月～10月) 職員のキャリアアドバイスができる責任職の育成と必要な情報の提供(7～10月) 経営・運営責任職のマネジメント力やコミュニケーション力向上のための研修(4月～12月) 現任課長研修の新設(2月) 幹部養成講座「トップマネジメントセミナー」の充実(7月～12月) キャリア座談会の実施(6月・11月)

1 経営資源(人材・財産・予算)の最大活用と、市役所の「総合力」を高める取組みの推進！[全体最適]

重点推進課題	施策 []は中期計画 重点事業・重点取組の番号	19年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
新しい人事給与制度に基づく昇任・昇給と組織力の強化	<p>福利厚生制度の見直し [6-4-1]</p> <p>次世代育成支援 [6-4-2]</p> <p>健康管理対策の充実 [6-4-3]</p>	<p>【福利厚生制度の見直し】 ・職員共済組合、健康保険組合及び職員厚生会で実施している福利厚生事業について、厳しい財政状況や社会情勢の変化、職員のニーズを踏まえて見直す必要があります。</p> <p>【次世代育成支援】 ・特定事業主行動計画の進捗状況の検証を行った上で、目標達成のための方策を検討する必要があります。 ・区局独自に取組みを進め、両立支援への理解が深められてきていますが、さらに責任職向け研修を推進する必要があります。</p> <p>【健康管理対策の充実】 ・メンタルヘルスや生活習慣病発症予防の対策を検討し実践する必要があります。</p>	<p>【福利厚生制度の見直し】 ・福利厚生事業について、20年度中の見直しをめざし、今後の方向性を示し、円滑に移行できる段階まで検討が進んでいます。</p> <p>【次世代育成支援】 ・特定事業主行動計画の目標達成に向けて、庁内議論を踏まえて対策が取られ、必要に応じて計画の修正が行われています。 ・1/3以上の区局で自主的に職場復帰支援講座が開催されています。 ・1/2以上の区局で責任職向け両立支援研修が実施されています。</p> <p>【健康管理対策の充実】 ・健康管理に関して研修・相談体制の検討、強化が図られるとともに、特にメンタルヘルスに関しては対策指針の検討が進められています。</p>	<p>【福利厚生制度の見直し】 ・関係団体との調整(～10月) ・各団体方針決定(～11月) ・福利厚生事業全体の見直し検討(～12月) ・見直し具体化に向けての調整(1月～)</p> <p>【次世代育成支援】 ・特定事業主行動計画の見直し(8月～12月) ・経営責任職向けの両立支援研修の支援(通年；推進会議で促進) ・両立支援ネットワーク通信(仮称)発行(年3回) ・職場復帰支援講座の推進(7月～2月)</p> <p>【健康管理対策の充実】 ・生活習慣改善セミナーの実施(6月～12月) ・職員のこころの健康づくり計画の素案策定(12月)</p>
自律分権型の予算編成・職員配置・組織編成の推進	<p>一体的な取組みによる予算編成・執行体制づくり [4-3-4] [6-1-1] [6-1-2] [9-1-1] [9-1-2] [9-2-1] [9-3-1] [9-3-2] [10-1-1]</p>	<p>・中期計画に掲げた重点取組項目を着実に推進するため、より一体的な予算編成と執行体制づくりが求められています。 ・19年度末から、いわゆる「団塊世代」の大量退職が本格化するため、職員の年齢構成をバランスよく再構築することが課題です。 ・局再編成について、その効果と課題を検証し、改善に向けた取組みを進めます。 ・各局が職員人件費の総額を把握できるよう、共済費を各局予算に計上しました。職員人件費について、より分かりやすい計上方法に改めていきます。</p>	<p>【執行体制づくり】 ・中期計画の目標値を踏まえた職員定数が見直されています。 ・局再編成の検証を踏まえて、必要な執行体制の見直しが行われています。</p> <p>【予算編成】 ・20年度予算において、中期計画の数値目標が単年度目標を確実に達成しています。 計画期間中目標は、平均値レベルで達成しているか、翌年度以降での目標達成の目途がついています。 ・新しい「複数年度的な視点に立った予算管理手法」が1つ以上導入されています。</p>	<p>・財源配分方法の検討(5月) ・組織編成、職員配置計画の策定に向けた区局との調整(7月) ・財源配分額の算定(8月) ・局再編成の効果検証と集約(9月) ・予算編成・執行体制づくりの基本方針公表(9月) ・中期計画と連動した予算・組織・職員定数編成(1月) ・20年度予算案公表(2月) ・職員定数条例や関連規則などの改正(3月) ・区局ごとの職員人件費の目安公表(2月)</p>

1 経営資源(人材・財産・予算)の最大活用と、市役所の「総合力」を高める取組みの推進！[全体最適]

重点推進課題	施策 []は中期計画 重点事業・重点取組の番号	19年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
自律分権型の 予算編成・職員配置・組織編成の推進	民間企業型財務情報の充実 [10 - 3 - 1]	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい財務情報の提供のため、民間企業型の財務諸表3表(バランスシート、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書)を作成し、公表していますが、更に拡充していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政コスト計算書について新たに5事業作成されています。 ・純資産変動計算書の作成が準備されています。 ・複式簿記・発生主義会計の導入にあたって、効果や課題等が検討されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政コスト計算書の作成(12月) ・国の公会計制度改革の議論を注視し、純資産変動計算書の作成準備(3月) ・公認会計士などの有識者及び会計室等、市内部の関係部署による検討会を設立・運営し、複式簿記・発生主義会計を導入した場合の効果や課題を検討(3月)
	税務事務の集約化による効率的かつ適正な賦課徴収の実現 [3 - 2 - 3]	<ul style="list-style-type: none"> ・法人市民税、固定資産税(償却資産)等については、業務知識の習得やスキル、経験の蓄積が困難となっていることから、効率的で適正な課税を行うため、事務の集約化を図る必要があります。 ・固定資産評価については、広域的な視点で、適正な評価や業務の平準化を図るため、大規模家屋評価等の集約化を行う必要があります。 ・特定税目の課税事務の集約化に伴う課題・問題点を整理し、検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 【特定税目の集約化】 ・21年度の実施に向けた具体的な取組みが行われています。 【大規模家屋評価等の集約化】 ・実施計画に基づく具体的な取組みが行われています。 【納税事務について】 ・特定税目の課税事務集約化に係る課題が整理されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 【特定税目の集約化】 ・実施計画の策定(6月) ・関係部署との調整(7月~8月) ・予算要求(9月) ・連携事務取扱等の準備(10月~3月) 【大規模家屋評価等の集約化】 ・関係部署との調整(6月~8月) ・予算要求(9月) ・連携事務取扱等の準備(10月~3月) 【納税事務について】 ・法人市民税等の納税事務集約化に伴う課題整理(6月~9月) ・納税事務集約化などあり方検討(10月~1月) ・連携事務取扱等の整理(2月~3月)
財政基盤の強化	収納率向上・滞納整理の取組み強化 多様な納税機会の拡大 [8 - 1 - 1]	<p>(18年度末推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税収納率96.7% ・市税滞納額219億円 ・口座振替利用率26.0% <p>・税制改正による調定額の伸びに対応し、早期滞納整理が必要となっています。また、税源移譲により増加が予想される市県民税の徴収強化が求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額滞納を重点的に整理し、少額滞納についても効率的な整理を促進する必要があります。 ・納税者から納税機会の拡大が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・19年度末に市税収納率96.9%(18年度末比0.2%) ・市税滞納額212億円(18年度末比7億円) ・口座振替利用率28.4%(18年度末比2.4%アップ) <p>を達成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンス・ストアでの取扱いを拡大しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 【現年課税分対策の強化】 ・一斉催告(5月) ・一斉資産調査(8月) ・差押強化(11月) ・高額現年滞納の重点整理(通年) 【区局一体となった高額滞納整理推進】 ・不動産公売、強制搜索、インターネット公売の実施・支援(通年) 【納期内納付の推進】 ・口座勤奨文書のシステム化などによる口座振替の推進(通年) ・コンビニエンス納税拡充の取組(通年)

1 経営資源(人材・財産・予算)の最大活用と、市役所の「総合力」を高める取組みの推進！[全体最適]

重点推進課題	施策 []は中期計画 重点事業・重点取組の番号	19年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
財政基盤の強化	保有財産の活用・処分 [8-2-1] [8-2-2]	<p>【保有土地等の事業化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行取得資金で保有する土地の有効活用・計画的な縮減を行う必要があります。 ＜先行取得資金保有土地の簿価総額：18年度末見込:234ha、4,792億円＞ ＜うち土地開発公社保有土地簿価総額：18年度末見込み2,152億円＞ <p>・小・中学校の再編等により用途廃止する土地・建物を有効に活用・処分することが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保有土地の事業化の推進、貸付等活用、買換えを促進します。 ＜先行取得資金簿価総額：7ha、460億円縮減＞ ・土地開発公社経営健全化計画の着実な推進 ＜簿価総額:1,828億円に圧縮＞ ・用途廃止施設の活用等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・保有土地の事業化、貸付等活用、買換えの促進(4～12月) ・みなとみらい21地区内の土地開発公社保有土地の売却(58・67街区)(3月) ・土地開発公社保有の事業用地等の買取推進(4～3月) ・区局プロジェクトによる用途廃止施設の活用検討、計画策定、実施(通年)
		<p>【保有土地の公募売却】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14年度から実施し、すでに5年が経過していることから、売却可能な物件が減少しています。中期計画の目標達成に向け、できる限り多くの区画を販売していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30区画、0.8ha以上の土地を、16億円以上で売却しています。 	<p>【第1回公募販売】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集の詳細発表(5月) ・入札実施(6月) <p>【第2回公募販売】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集の詳細発表(9月) ・抽選・入札実施(11月)

2 時代に適合した効率的・効果的な行財政運営の実現！[時代最適]

重点推進課題	施策 []は中期計画 重点事業・重点取組の番号	19年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
最適な主体・手法によるサービスの提供と外郭団体の自主・自立的経営の促進	提案競争型公共サービス改革制度の推進 [5 - 1 - 5]	<ul style="list-style-type: none"> ・18年度に市場化テスト(官民競争入札等)の考え方を導入し、「提案競争型公共サービス改革制度ガイドライン」を策定しました。 ・19年度はこのガイドラインに基づいて、取組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公平性・透明性のある手続きのもと、モデル業務について、最適なサービス提供主体が選択されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル業務の選定、第三者機関の設置(～7月) ・実施方針及び実施要項の策定・公表(～10月) ・入札の実施、落札者の決定(年内)
	指定管理者による適正な施設管理運営の確保～第三者評価の活用～ [5 - 4 - 1]	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの一層の向上を図るために、民間評価機関(区民利用施設)や外部委員会(男女共同参画センターなどの専門施設)による第三者評価を実施しています。 ・今後、評価結果を公表するとともに、結果を活用し、指定管理者制度の適正な運用を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間評価機関及び外部評価委員会による第三者評価が実施され、評価結果が公表されています。 ・評価結果に基づき、指定管理者自らが業務改善に取り組むとともに、適正に制度が運用されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・18年度評価結果の公表(5月) ・評価員研修の実施(6月) ・区民利用施設約130施設における評価の実施(6月～2月) ・19年度評価結果のとりまとめ(3月) 結果公表(20年4月)
	外郭団体改革の推進～特定協約団体マネジメントサイクルによる見直しの継続～ [7 - 1 - 1] [7 - 3 - 1] [7 - 3 - 2]	<ul style="list-style-type: none"> ・39団体と新たな協約を締結し、2期目の協約期間(22年度まで)がスタートしました。協約の取組み促進のため、外部監察を実施していきます。 ・外郭団体への財政的関与について、継続して点検し、見直していく必要があります。 ・外郭団体改革の進捗状況を白書として取りまとめ、より分かりやすく公表します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定協約団体マネジメントサイクルによる外郭団体の自主的・自立的経営が進んでいます。 ・財政的関与等に関する外部監察を実施し、協約の取組みが着実に進んでいます。 ・外郭団体白書(仮称)を発行し、経営の透明性が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協約公表(6月) ・外部監察の方針決定(8月) ・外郭団体白書(仮称)の骨格確定(9月) ・外部監察の結果取りまとめ(12月) ・外郭団体白書(仮称)発行(～3月)
自主・自立的な財源確保・財政運営への取組み	地方税財源の充実と国の制度改善を通じた地方の自由度拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が業務量に見合う税財源を確保するためには、税源移譲とセットでの地方交付税改革や公共事業等の国庫補助負担金改革など、更なる税財源の充実強化に向けた改革が必要です。 ・新分権一括法に向けて、一層の国の予算・制度等の見直しが必要であり、市独自・他都市共同で制度改善に向けた積極的な働きかけを行う必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の税財源の充実強化に向け、適時適切な提案・働きかけを行っています。 ・本市が提案・要望した国等の制度改善・事業費確保が国の20年度予算等において実現しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・概算要求・政府予算案等に向けた税財源改革の提案内容の検討(～12月) ・提案・要望項目の調整・とりまとめ(～6月及び～11月) ・市長・副市長による国への提案・要望(7月及び11月) ・指定都市・八都府市等との共同提案の実施(随時)

2 時代に適合した効率的・効果的な行財政運営の実現！[時代最適]

重点推進課題	施策 []は中期計画 重点事業・重点取組の番号	19年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
自主・自立的な財源確保・財政運営への取組み	格付けを活用した起債運営 [10 - 2 - 1]	<ul style="list-style-type: none"> さらなる格付けの活用として、横浜市債の優位性を金融市場にアピールし、他自治体との差別化を図り、投資家層の拡大につなげていきます。これにより、中長期的に安定的かつ有利な資金調達を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 格付けのある地方債を購入する投資家層の拡大を図り、資金調達の多様化や中長期的に安定的かつ有利な資金調達が進められています。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外投資家等、投資家層拡大に向けた起債運営の検討(9月) 19年度の政府系資金の見直しや、金融環境の変化に即応した機動的な起債運営や資金調達多様化の実践(随時) 市長自らのIR()をはじめ、招待型及び訪問型IR等の多様な取組みを実施 <p>IR(Investor Relations)とは、投資家に対して財務状況など投資の判断に必要な情報を提供していく活動のことです。</p>
	補助金等の適正執行に係る関係規定の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等に係る不正申請の防止及び予算執行の適正化を図るため、関係規定の見直しを検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等の適正執行に係る関係規定が見直されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行規定、他都市規定の調査(～9月) 諸課題の整理と関係規定の見直し(～12月)
	広告事業の推進・拡充 [8 - 1 - 3]	<ul style="list-style-type: none"> 財源確保策として広告事業を引き続き推進する必要があります。特に、施設の維持管理等に投入する市税等ができるだけ少なく済むよう、ネーミングライツについては、18年度の検討を踏まえ取組みを進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 広告料収入等予算額(1億4,100万円)が確保されています。 日産スタジアムに続く大規模施設のネーミングライツについては1箇所以上取り組んでいます。 小規模施設のネーミングライツの検討に着手しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 歳入確保に向けた区局支援(通年) 大規模施設のネーミングライツ契約締結(～12月) 次年度以降の新たな対象施設の検討(～3月) 小規模施設のネーミングライツ具体的な取組みの検討(～12月)
	政府系資金の繰上償還等の対応	<ul style="list-style-type: none"> 19年度から3年間の時限措置として新設された低利借換制度を最大限に活用し、公債費(利子)負担軽減を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市借入金の新制度の対象となり、可能な限りの利子負担軽減が見込まれ、財政健全化への効果が得られています。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象要件の把握・調整(6月) 財政健全化計画の調整(6～8月) 総務・財務省ヒアリング(～10月) 補正予算にむけた詳細調整(～1月) 19年度分の低利借換の実施(～3月)
	財政健全化に関する法律への対応	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の財政健全化に関する法律案が現在、審議されています。法律案に規定される予定の4指標の作成や健全化への取組みなど、必要に応じて対応する必要があります。 <p>< 4指標 > 実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令や制度設計に関する情報収集・分析を行い、必要に応じて、国への働きかけや対応策の検討など、適切な対応を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令・制度設計に関する情報を収集・分析し、国への働きかけ・必要に対応を検討(4月～9月) 4指標の試算結果に基づき、必要に応じた対応策を20年度予算案に反映(2月)

2 時代に適合した効率的・効果的な行財政運営の実現！[時代最適]

重点推進課題	施策 []は中期計画 重点事業・重点取組の番号	19年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
入札・契約制度の改革	新「入札・契約制度」の定着	<p>【工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16年度に導入した新「入札・契約制度」は、常に検証し、低入札対策などの見直しを行ってきています。引き続き、制度の定着を図る必要があります。 ・事業者の適正評価を実施し、不良不適格業者の排除などを行う必要があります。 <p>【物品・委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17年度に見直した入札・契約制度については、検証を行いながら、制度の定着を図っています。 ・透明性・競争性確保のため導入した公募型指名競争入札等については、拡大実施し、区局の契約についても導入の支援をしていく必要があります。 ・随意契約については、国の取組み、18年度包括外部監査により「外郭団体等との随意契約の必要性を検討する必要がある」との意見を踏まえ、全庁的に点検・見直しをする必要があります。 <p>【電子入札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての工事、物品・委託の一部（一般競争入札）で実施しています。 ・物品・委託は、事業者の利便性を図るため引き続き拡大していく必要があります。 	<p>【工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札の減少などにより適正な競争環境を形成しています。 ・事業者の適正評価により不良不適格業者を排除しています。 <p>【物品・委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型指名競争入札等を区局で一部実施しています。 ・随意契約の点検・見直しを行い、競争入札への移行など適正化を確保しています。 <p>【電子入札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品・委託について、1,000万円以上の公募型指名競争入札に対象を拡大しています。 	<p>【工事】</p> <p><事業者の適正評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都市等の事例調査（5月～8月） ・関連部局の調整・意見交換（5月～8月） ・関係団体との意見交換（7月） ・評価方法の策定（10月） <p><19年度見直しの検証></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との意見交換（11月） ・入札結果の検証（12月） ・検証結果に基づき運用を見直し（2月） <p>【物品・委託】</p> <p><公募型指名競争入札の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲の拡大（4月） ・区局へ導入依頼（5月） ・区局で一部実施（12月） ・入札結果の検証（12月） ・検証結果に基づき、運用見直し、対象範囲拡大（2月） <p><随意契約（外郭団体等）の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象案件調査（4月～6月） ・見直しの方向性の確定（9月） ・見直しの実施（12月） <p>【電子入札】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2,000万円以上の物品・委託の公募型指名競争入札で実施（4月） ・1,000万円以上の物品・委託の公募型指名競争入札で実施（10月）
電子市役所の着実な推進	庶務事務システムの整備 [5 - 3 - 4]	<p>[第一段階]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤、超過勤務、休暇、出張手続などの事務処理について、19年2月から一部運用を開始しました。 <p>[第二段階]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与・手当や福利厚生事務などについては、第一段階と同様に包括的外部委託（24年度まで）を締結し、システム開発が開始されています。 円滑な稼働へ向けて、区局担当課や関係部署との連携が重要となります。 	<p>[第一段階]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19年度に稼働した部署では、安定稼働しており、対象部署の拡大を進めています。 <p>[第二段階]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20年4月からの段階的な運用開始に向け、業務主管課と連携し、システム設計・開発を進めています。また、「庶務事務集中センター（仮称）」の開設準備を進めています。 	<p>[第一段階]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期稼働時の問題点・要望の解決をはかり、システムを安定稼働（通年） ・利用対象部署拡大に伴う準備が完了（3月） <p>[第二段階]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム開発 業務主管課と連携し、仕様確定（8月） ・ユーザーテスト（1月） 職員研修（3月） ・センター運営 業務設計（11月） マニュアル作成（2月） スタッフ研修（3月）

2 時代に適合した効率的・効果的な行財政運営の実現！[時代最適]

重点推進課題	施策 []は中期計画 重点事業・重点取組の番号	19年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
電子市役所の着実な推進	情報システムの調達適正化支援 [5 - 3 - 3]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の各部署（企業局を除く）が約120システムを運用しています。システムの調達に際して、専門業者から提案される機器構成、開発経費などの適正を確保する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間IT専門技術者のノウハウも活用し、明確な仕様の提示、価格の妥当性確認等を行っています。 ・ 開発等の知識を蓄積するとともに、庁内で有効活用されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム開発、運用の適正化を支援（21件を目標に、仕様書記述の適正化、見積り妥当性評価、システム化計画の支援等）（通年） ・ 19年度実績の検証と見直し（1月～3月）
社会環境の変化に対応した行政運営の実現	マネジメントツールの再編成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営方針、民間度チェック、経営品質、MBO、ISOなど様々な行政運営手法（マネジメントツール）が混在している状況を点検し、よりわかりやすく明確なものに再構築する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ツールの検証、調査を行い、可能なところから順次統合・整理していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課長プロジェクトの設置（4月） ・ 既存ツールの運用状況の把握 整理統合に向けた課題整理 ・ マネジメントツール再構築に向けた基本方針の策定（9月） ・ ツールの整理統合作手（10月）
	社会環境の変化に対応する条例の見直しの仕組みづくり [4 - 3 - 3]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例について、市民ニーズや社会経済情勢を反映させ、適宜見直しをする仕組みが不十分な状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例見直しの仕組みを確立し、それに沿った取組みが開始されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の運用状況等の把握（6月） ・ 見直し方針の策定（9月） ・ 条例見直しの仕組みの確立（11月） ・ 仕組みに沿った取組み開始（12月）

3 次代を見据えた市民サービス・満足度の実現！[次代最適]

重点推進課題	施策 〔 〕は中期計画 重点事業・重点取組の番号	19年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
緑の保全・創造に向けた新たな財源確保の検討	新たな税の検討 [7 - 1 - 5] [8 - 1 - 4]	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜みどりアップ計画」の推進を始め、緑の保全・創造に安定的に取り組んでいくために、新たな税の創設など、財源確保策の検討を進める必要があります。 ・市民に新たな負担を求めるためには、市内の緑の貴重さ、保全・創造の必要性について、広く市民の納得・合意を得ることが必要です。 ・さらに、なぜ新たな負担が必要なのか、それによってどのような施策・事業を行うのか、その負担でどういった効果が得られるのか等について、市民に十分理解を得る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の貴重さ、保全・創造の必要性に関するアピール、新たな負担の目的、使途、効果について整理ができており、広く市民の納得・合意が得られています。 ・市民の理解を得て、新たな税の創設など財源確保策が順次具体化されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 《施策部門中心》 ・緑の貴重さ、保全・創造の必要性を広く市民にアピール(4月～3月) ・新たな負担の目的、使途、効果の整理(4月～5月) ・税以外の方法による財源確保策の検討(4月～3月) 《施策部門・税部門共同》 ・有識者による検討会を立ち上げ、上記整理事項及び税制度案を議論(4月～11月) ・財源確保策に関する市民意見の募集(5月～6月) ・パブリックコメントの実施(10月～11月) ・新たな税制度等を順次具体化(12月～)
税の電子申告など申請・届出手続の電子化の拡充	地方税の申告手続等の電子化の拡充 [3 - 1 - 4]	<ul style="list-style-type: none"> ・法人市民税及び固定資産税(償却資産)の2税目について電子申告を開始しています。サービス向上による利用者の拡大を図ることが課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な広報に加えて、個人住民税への対象拡大や手続の簡便化など、利用者の拡大の取組みを行なっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申告手続の簡便化を開始(4月) ・対象手続(給支払報告書提出手続及び事業所税)の拡大のためのシステム開発、サービス開始(1月) ・積極的広報実施(通年)
税の電子申告など申請・届出手続の電子化の拡充	申請・届出手続の電子化の拡充 [3 - 1 - 3]	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、電子化された手続数は87であり、利用者の利便性向上の効果が見込まれる手続を基本的に拡大する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座やイベントの申込が電子申請(簡易申請機能)できるようになっており、電子化された手続数は107となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに電子化する20手続の庁内募集(5月) ・手続所管課とのヒアリングの実施(6月) ・新規手続の開発委託(8月) ・現システムへの簡易申請機能の追加委託(9月) ・簡易申請機能等に関する区局担当者への操作説明会の開催(10～12月) ・新たに電子化された20手続の稼働(12月) ・簡易申請機能の稼働(1月)
市史資料等の活用の促進	市史資料等の閲覧利用の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市史」編集過程で収集した資料や市の歴史的公文書などについて、公開準備の整った資料を公開(閲覧利用)するとともに、資料の長期保存措置を実施することが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の複製化等長期保存のための取組みが進んでいます。 ・資料の公開(閲覧利用)を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市中央図書館内における閲覧場所の整備(11月) ・資料公開の実施(1月) ・資料公開に向けた整理と長期保存措置の継続実施(通年)

お問い合わせ先



研修センターのマスコット
「研修ちゃん」

行政運営調整局の5つのチャレンジ

行政運営調整局の5つのチャレンジ (p1~2)	総務課	671-2080	gy-somu@city.yokohama.jp
-------------------------	-----	----------	--

3つの目標と12の重点推進課題

1 経営資源(人材・財産・予算)の最大活用と、市役所の「総合力」を高める取組みの推進！[全体最適]			
コンプライアンスの推進 (p5)	コンプライアンス推進課	671-4301	gy-comp@city.yokohama.jp
新しい人事給与制度に基づく昇任・昇給と組織力の強化 (p5~6)	人事組織課	671-2736	gy-jinji@city.yokohama.jp
	職員課	671-2156	gy-syokuin@city.yokohama.jp
	人材開発課	662-2923	gy-jinzai@city.yokohama.jp
自律分権型の予算編成・職員配置・組織編成の推進 (p6~7)	人事組織課	671-2736	gy-jinji@city.yokohama.jp
	財政課	671-2212	gy-zaisei@city.yokohama.jp
	税務課	671-2253	gy-zeimu@city.yokohama.jp
	固定資産税課	671-2260	gy-koteishisanzei@city.yokohama.jp
財政基盤の強化 (p7~8)	税務課	671-2255	gy-zeimu@city.yokohama.jp
	収納対策推進室	671-2256	gy-syunotaisaku@city.yokohama.jp
	財産管理運用課	671-2261	gy-zaisan@city.yokohama.jp
	財産調整課	671-2266	gy-chosei@city.yokohama.jp

2 時代に適合した効率的・効果的な行財政運営の実現！[時代最適]			
最適な主体・手法によるサービスの提供と外郭団体の自主・自立的経営の促進 (p9)	行政運営課	671-3320	gy-gyosei@city.yokohama.jp
自主・自立的な財源確保・財政運営への取組み (p9~10)	財源課	671-2183	gy-zaigen@city.yokohama.jp
	財政課	671-2212	gy-zaisei@city.yokohama.jp
入札・契約制度の改革 (p11)	契約第一課	671-2707	gy-keiyaku1@city.yokohama.jp
	契約第二課	671-2248	gy-keiyaku2@city.yokohama.jp
電子市役所の着実な推進 (p11~12)	IT活用推進課	671-2118	gy-it@city.yokohama.jp
社会環境の変化に対応した行政運営の実現 (p12)	行政運営課	671-3320	gy-gyosei@city.yokohama.jp

3 次代を見据えた市民サービス・満足度の実現！[次代最適]			
緑の保全・創造に向けた新たな財源確保の検討 (p13)	税制課	671-2252	gy-zeisei@city.yokohama.jp
税の電子申告など申請・届出手続きの電子化の拡充 (p13)	税制課	671-2268	gy-zeisei@city.yokohama.jp
	情報システム課	827-2941	gy-joho@city.yokohama.jp
市史資料等の活用の促進 (p13)	法制課	671-2109	gy-hosei@city.yokohama.jp



横浜市債の広報マスコット
“ハマサイ”

350万市民が
ごみ減量・
リサイクルに挑戦!

リサイクル
ヨコハマはG30

2009
 横濱開港150周年